

開会 午前10時00分

#### 開会の宣言

議長（柴田喜八君） みなさん、おはようございます。定刻になりました。  
ただいまから、平成17年第1回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

#### 議会運営委員長の報告

議長（柴田喜八君） 議会運営委員長から、本日の議会運営について報告をいただきます。

○議会運営委員長（安藤義昭君） 1月7日、午前10時5分から議会運営委員会を開催致しまして、平成17年第1回臨時町議会の運営について協議を致しました。議件につきましては、町長提案で議案第1号、第2号、第3号の3件でございます。行政報告につきましては2件、1件につきましては、訓子府町の合併問題に係る今後の方針について、2件目は衛生費の指定寄付金についての2件でございます。会期は本日13日から18日までの6日間ということになっております。議事の日程等につきましては、お手元に配付してあるとおりでございますが、議案第3号、訓子府町が置戸町と合併することの可否を住民投票に付するための条例の制定、議案第1号、一般会計補正予算を一括議題とし、提案の説明をいたします。提案理由の説明後、住民投票条例制定請求代表者の意見陳述をし、手続きのため午後2時まで休憩を致します。休憩後、本日午後2時から議案第3号に係る住民投票条例制定請求代表者の意見陳述、質疑を行い、終了後、提案理由の説明が終わっている議案第3号、議案第1号の質疑を致します。上記の質疑終了後、17日まで休会といたしまして合併特別委員会を開催いたします。

合併特別委員会につきましては、14日午前10時から住民投票条例制定請求者と議会合併特別委員会でもって、議論をさせていただきます。以上のものに対しては、すべて公開といたしますので、よろしく願いいたします。

次に、1月18日火曜日、提案理由の説明が終わっている議案第3号、議案第1号の討論、採決ということになりますので、よろしく願いいたします。

以上のとおり決定いたしましたので報告をいたします。

#### 開議の宣告

議長（柴田喜八君） ここで本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、白崎教育委員長から欠席の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

#### 諸般の報告

議長（柴田喜八君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長（林春雄君） 本臨時会の説明員並びに閉会中の動向につきましては印刷の

上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております案件につきましては、議案が3件です。以上です。

議長（柴田喜八君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（柴田喜八君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において14番、安藤義昭君、1番、田中與士信君、2番、上原豊茂君、3番、小坂正利君を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（柴田喜八君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日から1月18日までの6日間といたしたいと思いをいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は6日間と決しました。

#### 招集の挨拶

議長（柴田喜八君） 日程第3、深見町長から行政報告がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長（深見定雄君） 本日、平成17年第1回臨時町議会をご招集申し上げましたところ、全員のご出席を頂き、厚くお礼を申し上げます。

本日提案させていただきます議件の概要を述べ、ご理解をお願いしたいと存じます。

まず条例の制定では、住民からの直接請求に基づく訓子府町が置戸町と合併することの可否を住民投票に付するための条例の制定について提案させていただきました。これは同条例の制定を求める住民署名数が法定要件を超えた為、本職の意見書を付して提案するものですので、ご審議をお願いいたします。

各会計補正予算につきましては、一般会計補正予算は総額2,471千円の追加補正を提案させていただきましたが、これは住民投票条例案が議決され、住民投票が行われる場合の投開票事務に係る経費の追加でございます。

また、国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、280万円の追加補正を提案させていただきました。これは、退職被保険者等高額療養費の追加に係るものですので、ご審議を賜りますようお願いいたします。

以上、提案させていただきました議件の概要を申し上げ、本臨時会招集のご挨拶といたします。

次に行政報告をさせていただきますが、まず置戸町との合併問題に係る今後の方針についてでございます。

国と地方を取り巻く厳しい財政状況と、国が推し進める市町村合併という施策の中で、本町は置戸町との合併という選択を行い、昨年3月以来合併協議を行ってまいりました。

合併協議は3月6日に任意協議会を設立し、9月29日には議会の皆様のご理解のもと法定協議会を設立し、新町の名称や事務所の位置などの合併協定項目、両町の事務事業の調整などを行い、11月14日の第5回協議会で概ね協議が整ったことから、これらの協議内容について、住民説明会を開催し住民の皆様にご説明をさせていただきました。

また、この説明会の後、20歳以上の町民を対象にした住民アンケートを実施いたしました。

住民アンケートの結果は、すでに町民の皆様にお知らせをいたしましたが、対象者の93%という高い回収率になり、結果として合併に反対する者が合併に賛成する者を大きく上回ったことから、結果は住民の意思として重く受け止めなければならないと考えております。従いまして、現行の市町村の合併の特例に関する法律での置戸町との合併は、非常に残念なことではあります。あきらめざるを得ない状況になったと認識しております。

また、訓子府町が置戸町と合併することの可否を住民投票に付するための条例制定の請求に、有権者の過半数を超える2,634人の署名があったということは厳粛に受け止めなければならないと思っておりますが、住民アンケートの結果により既に民意は把握されたものと考えております。

以上、現状について申し上げましたが、今後は今年4月からの新しい市町村の合併の特例に関する法律での合併協議も視野に、当面単独で自立の道を探っていく必要があると考えております。

非常に厳しい財政状況が予想されるところですが、行財政改革を推し進めながら、町民の皆様のご理解をいただき、この難局を乗り切っていかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、置戸町との合併問題に係る今後の方針についてのご報告とさせていただきます。

次に、前回の議会以降におきまして、衛生費指定寄付金がありましたのでご報告申し上げます。

昨年12月20日に末広町、藤井昭一様から町へ100万円のご寄付がございました。昨年11月20日の日本善行会善行表彰受賞を記念して、「町の衛生事業に役立ててください」とご寄付されました。

藤井昭一様のご厚意に心から感謝申し上げますとともに、寄付金につきましては、社会資本整備基金に積み立てることとし、3月定例町議会に補正予算を提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（柴田喜八君） ただいまの行政報告に対し若干の時間質疑することを許します。

質疑は1人2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

11番、山本朝英君。

○11番(山本朝英君) 今、町長の挨拶の中にありましたように、訓子府と置戸町との合併の件で若干伺いたいと思いますが、この合併というのは我々も財政厳しい中で10年間何とかお互いのまちづくりをしていこうというようなことから、この方向に進んだ訳ですけれども、この事が先般のアンケートの結果、反対が多くなったということで、町長の断念をせざるを得ないということにつきまして、若干質問させていただきますが、このアンケートの中で賛成の中にも反対の中にも、私も拝見させていただいたのですが、大半が町名の問題がほとんど入っているのです。そういうことを考えますと、この中の意見書などを見ますと両町の合併は対等合併だから両町の名前は使うべきでない、新しい新町名でそれぞれの町の名前を付けるべきだという意見が大半なんですけれども、このことに我々も更にそれぞれ歴史のある町ですから当然のことだと判断する訳ですが、このことについてどのように考えているのか。

それからもう1点は、現法での合併はまずこれで当然断念せざるを得ないということですし、今後財政等々考えますと、自立なんていうことが我々としても考えられる状況ではないと判断しておりまして、その点から考えますと新法での考え方をしているのかどうか、その2点を伺いたいと思います。

○議長(柴田喜八君) 町長。

○町長(深見定雄君) 今、2点にわたってご質問をいただきましたお答えをさせていただきますが、まず今回の合併問題が調わなかった背景といたしましては、やはり私は今回行いました住民アンケートの結果、これを重く受け止めているところでございますし、又その内容といたしまして、特に町名に対する係りというものが非常に大きかったと思っております。私は初めから2町の合併なので両町民にとって損した、得したとにならないように新町名で町名を設定すべきというふうにお話しをさせていただいておりましたけれども、残念ながらこの辺のご理解が得られなかったこと、これは大変残念に思っているところでございます。この問題が特に本町では厳しくとらえられたというふうに住民アンケートの結果に見られる訳でございます。私は住民の皆さんの意思を尊重しなければならないというふうに思いますので、そうした意味では今回断念せざるを得なくなったということについてご理解を賜りたいと思います。

それから新法による合併につきましては、現在国が進めている合併問題というのは国の財政問題がある訳でございますが、これから、もし合併をしないでこのまま本町が自立で行くということになりますと財政的にも大変厳しい環境に置かれて、果たして自治体の運営そのものができるようになるのか、まだまだ疑問を持つところでございます。そうした今の状況を考えますと、新法による合併も視野に、これから議会の皆様ともしっかり議論させていただきながら、この先方向を決めさせていただきたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長(柴田喜八君) 他にございませんか。

14番、安藤義昭君。

○14番(安藤義昭君) ただいま山本議員の方からそれぞれご質問があったのですが、私の方からも若干お聞きしたいと思います。

置戸町との合併につきましては、断念せざるを得ないということは私も理解しております。それぞれ今までの流れから言って置戸町と訓子府町では課題の中に入ってそれぞれ協議してきたんだとこのように思います。従って、この合併をしないということに係っては、置戸町、置戸町長とはどのような話し合いをもって今日までなされておるか、また、今後、新法によって再び合併という話し合いのもとで出来るような環境を作られるのか、又そうされるような話し合いもあったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長(柴田喜八君) 町長。

○町長(深見定雄君) 前段、私申し上げましたように、この現在の中で合併が出来ないからこの後も駄目だということではなくて、新法による合併ということについては、置戸町長との具体的な話しはしておりませんが、両町にとって新法での合併ということは十分想定しながら、そして、やはりこうした町名の問題というのは非常に合併に係っては大きな問題となりますので、この辺も新法での合併では、もし置戸町との合併ということになるとすれば、その辺のところも十分に考慮していただきご理解をいただいた中で新しい合併について又協議を進めさせていただかなければならないと思います。ただ、今度新しい新法による合併ということになりますと、枠組みがどうなるのか、今の段階では明確に申し上げることはできませんので、この辺については、明言を差し控えさせていただきたいと思いますが、新法の内容を良く私共精査し、又議会の皆様ともしっかり協議をさせていただいた中で本町の進むべき方向を定めさせて頂きたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長(柴田喜八君) 14番、安藤義昭君。

○14番(安藤義昭君) 合併を断念したということになれば、今後、新法によってそれぞれ協議をする場所ができてくるのではないかなどこのように思う訳なのですが、聞くとところによりますと新法ができた時には北海道知事がそれぞれ市町村に合併の勧告なり、それぞれの推進に係っているいろいろなされるんでないかと思えます。そういったことも報道の中では今までされている訳なんですけれども、そうなれば今回破綻をした合併の置戸町とのことでは置戸町の名前がネックになって破綻をされるという格好になりましたけれど、知事の勧告がそのまま新法でくるのであれば、今度は北見市の方に移行されると、そうなれば吸収合併ということも考えられる、そういったことを考えた場合には改めて置戸町との合併に係って何か町長の方でお考えがあるかないか、その辺も私はこの断念に係っての腹構えというものをお聞かせ頂きたいとこのように思います。

○議長(柴田喜八君) 町長。

○町長(深見定雄君) 私もその辺は心配するところがございますけれども、知事の勧告があるかどうかということも明確でございませんので、知事の勧告を前提として今ご答弁を申し上げることはできませんが、いずれにしてもこのままでは終わらない、おそ

らく道の方からもいろいろご指導もあろうかと思いますが、その段階で本当に町のこれからというものをしっかり考えた中で最終的な決断をさせていただかなければならないと思いますし、又その前段では議会の皆様方ともしっかり議論をさせて頂いて、間違いのない方向を選択していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(柴田喜八君) 4番、渡邊易右工門君。

○4番(渡邊易右工門君) この置戸町との合併の問題につきましては、町長を筆頭に法定協の中で1年近くかけて話し合いをされてきて、ここで町民の皆さんから町名が反対だよと、なんでこういうような付け方をしたんだというようなことが多数だということで反対が多く、ここで断念するという事は町長の今の言葉にありましたけれども、今安藤議員がおっしゃいました置戸町長とこれから新法で合併しようがどうしても、いろんなものがあると私思います。ましてや町民の中にアンケートでも2千何百人という人が、うちの町は合併しないとやっていけないという人達がいる訳です。その中で町長は置戸町長に対して、うちの町はこういう事になってしまったけれどもいろんなことで模索をして何とか今の中で合併するような話し合いははできなかったのかどうかお尋ねします。

○議長(柴田喜八君) 町長。

○町長(深見定雄君) 現段階で置戸町に対してそのようなかたちでの申し入れは難しいという状況でございました。従いまして、置戸町が訓子府町がそういうことであれば置戸町としても検討してみるよということであれば、まだ私共としてもこの問題の解決については先送りできないという理解はできるわけですが、やむを得ないというような置戸町長の姿勢が見られておりますので今回は断念せざるを得ないとそのように考えております。

○議長(柴田喜八君) 13番、松浦啓博君。

○13番(松浦啓博君) 結果については厳粛に受け止めるということですから仕方がないのかなと思うんですけれども、ただ町民の中にこの4,700のアンケート、高回収率で反対が多かったということなんですけれども、この結果を見てちょっと疑問に思う方もおられる。そういう人達が何人かいる訳ですけれども、再度、町としてアンケートを賛成反対で取り直すか、あるいは又これから住民投票条例案が通ったとすれば、住民投票するなり再度住民に問う必要があるのではないかというような意見も町民の中にはある訳ですけれども、その辺は町長どういう具合に考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長(柴田喜八君) 町長。

○町長(深見定雄君) アンケートの取り直しにつきましては、取った以上その結果を尊重しなければなりませんので、又こちらが思ったような答えが出なかったからアンケートを取り直すということにはならないと思います。町民の意思というものが明確になった以上これを尊重せざるを得ないというふうに思っております。

住民投票の問題につきましては、今後の問題としてご理解を賜りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長(柴田喜八君) 他にございませんか。

8番、大坪勝廣君。

○8番(大坪勝廣君) ただいま多くの議員の皆さんからいろいろ意見が出ました。今回、町民の判断によりまして置戸町との合併問題は町長は断念せざるを得ないという報告でございました。私も法定協の委員の一人として極めて残念であります。これをどう反省しようとも町長が決断なされた訳ですから元に戻しようがないのかなという感じもいたしております。

しかし、お話しの中で新法による合併をこれから模索して参りたいということでありますけれども、昨日の報告の中でも私申し上げましたけれども、置戸町にそれなりの考え方があれば、2回ほど町長は出向しているそうでありますけれども、話し合いという一つの言葉がお互いに出るのかなと期待をしておりました。

しかし、置戸町さんにつきましては法定協で決定されたものを訓子府がノーを示した訳ですから、当然のことであろうかなと私はそう思っております。

しかし、新法によって何とか置戸町ともう一度やり直しをしてということのように受け止めておりますけれども、そういう気持ちがあれば、今段階で置戸町も話し合いをしましょうやということになるかと思えます。

しかし、新法といえども、もうすぐ次の段階に取り掛からなければならない状況にあります。果たして置戸町が、ではうちも考え直して、ということにちょっとならないのではないのかなと私はそんなふうに思うのであります。ですから、そこらへんは訓子府がノーを突きつけたということで、やはり平に頭を下げて、話し合いというよりも頭を下げた中で何かいい方法、せっかく法定協で今日まで一年間やってきた訳ですから、これは何とか町長主導によって、リーダーシップを発揮してもらいたいというのは率直な我々の考えなんです。2回ほど伺って回答というよりも、先の見えたお話しができなかったというのは残念でありますけれども、やはり隣の町であります。何とか接する機会も多い訳ですから、チャンスを持ってそういう機会を作っていただきたいのと、同時に3月までにまだ期間あります。今まで法定協で練ってきた事は何だったのかなと、私は極めて残念でなりません。訓子府の町民がこういう答えを出したということは、町民に対する理解を得られなかったというこの反省が第一に立つ訳ですけれども、そういうことを考えますと特にまだ期間が残っている訳ですから、町長自ら置戸町にできないとっておりますけれども、何とか工夫をして頂きたいというのが私の願い、委員の一人としてお願いしたい、そのようなことにつきましてはの考え方無理でしょうか、お伺いいたします。

○議長(柴田喜八君) 町長。

○町長(深見定雄君) 大坪議員のおっしゃることについては私も良く理解をさせていただいております。新法による合併ということもあるのかもしれませんが、これがすべて終りではなくて置戸町とはこれからも合併問題について意見交換をさせていただく場は持たせて頂きたいというふうに思っております。ご案内のとおり、元を正せば大正4年に野付牛から置戸が分村して大正9年に置戸から訓子府が分村したという経緯も

ありますので、言ってみれば置戸町とはそうした関係にある本当に近い自治体でもございますので、合併するとすれば私は本当に小さな合併が住民サービスという面で一番いいなという観点から置戸町との合併を選択してきた訳ですけれども、結果としてこうした形になりましたこと極めて残念ですけれども、新法による合併で又こうした置戸町との枠組み、そうしたものも考えられるのかと思います。全く諦めている訳ではありませんが、今後新法による合併にしても、いずれにしても町民の利益というものを最優先に考えながら、選択していかなければならないと思っておりますので、これからもまた置戸町との合併も含めて十分こちらで検討させて頂きたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(柴田喜八君) 8番、大坪勝廣君。

○8番(大坪勝廣君) その点につきましては、あまりくどくど申し上げませんが、新法による合併をこれから模索をするというようでもありますけれども、国を越えてどうでしょうか、陸別町は今自立の道を走っております。この3町で合併の路線を引いていくということは考えられないものでしょうか。自立という事はおおよそうちの町にとっても置戸町にとりましても極めて厳しいということをおっしゃっております。自立をして一番困るのはいわゆる低所得者、住民サービスの低下、あるいは福祉関係にも一番大きく影響される訳であります。これはもう火を見るよりも明らかだと私は思っております。ですから何とか国の制度にのっかって、そして合併を進めていこうではないかということで進めてまいった訳でありますけれども、たまたま結果がこうなりました。置戸はさて置くということではありませんが、陸別町ともよく合併の、国を越えても私は差し支えないのではないかと思いますけれども、そういった考え方で一度置戸町にもこちらを向いて頂いて、どうでしょうかというそういった話しの中で新法による合併の進め方も模索して頂きたいなとそんなふうにも感じる訳であります。これは可能か不可能か別といたしまして、今ここに至って新法ということになれば国から、先程の知事の勧告もあるでしょうけれども、必ずしも勧告どおりに進まないのが合併問題でありましょう。特に又北見市を中心とする1市4町も今住民投票が行われます。どういう結果が出るか分かりませんが、過去の経過を踏まえて、留辺蘂町は訓子府、置戸から離脱をしていった経過もございますし、そうかといって津別町がどうのという事にはおそらくありえないと思います。そういった事を踏まえながら新たに陸別町を含めた3町で、銀河線の係わりもございます、そういった事での考え方はないでしょうか。

特に私が深見町長に申し上げたいのは、今日まで住民の期待のもとに多くの事業をやってこられました。そしてこれも完成されました。素晴らしく町も発展されました。この合併が今一番正念場に立っている訳ですけれども、町長自らがリーダーシップを発揮していただくことが町民の期待に応えることではないかなと私はそうのように思ったり、今住民の中ではおおよそ行政、議会に対してふんまんやり方ないというのが今の住民の考え方そのものであります。そういったことを考えまして大いなるリーダーシップを発揮していただいて、そしてこの合併問題に解決、身をはって頑張りたいとそんなふうには私は申し上げたいのでありますが、いかがなものでしょう。

○議長（柴田喜八君） 町長。

○町長（深見定雄君） 今支庁の枠組みを超えた中での合併という事も有り得るのではないかという前向きなご意見だったかと思います。私共もこうした問題について全く考えていなかったことではございませんし、陸別は隣の足寄町との合併はまずしないような情報も承っておりますので、陸別の金澤町長ともこうした問題についていろいろ話し合いをしたことでもあります。

それから、陸別の町民の皆様におかれましては、経済圏と致しましてはどちらかという北見方向を向いているような状況も聞いておりますので、必ずしも違和感はない訳ですけれども、ただこうした支庁を超えた枠組みでの合併というのは今私どもとしてはやるやらないと言うことははっきり申し上げることはできませんので、これは一つの案として承っておきたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

○議長（柴田喜八君） 他にございませんか。

以上をもって行政報告を終了いたします。

#### 議案第2号

○議長（柴田喜八君） 日程第4、議案第2号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

町民の声をきく課長。

○町民の声をきく課長（谷方正夫君） 議案書の5ページをお開き頂きたいと思っております。

議案第2号、平成16年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出それぞれ280万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ731,805千円とするものであります。

次に6ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しております。ご覧いただくことにしまして、その内容につきましては、7ページからの事項別明細書によって説明させていただきます。初めに7ページの歳入について説明させていただきます。第3款療養給付費等交付金の現年度分、療養給付費等交付金でございますが、歳出の退職被保険者等高額療養費の追加補正に係る社会保険診療報酬支払基金の負担分2,800千円を追加するものであります。次に歳出について説明させていただきます。8ページをお開き願います。第2款の保険給付費等の退職被保険者等高額療養費について4月から12月までの支給実績額から推計いたしまして不足が生じますので2,800千円を追加するものであります。

以上、平成16年度訓子府町国民健康保険事業特別会計の補正予算につきまして、その提案理由を説明させていただきましたが、ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。一人3回まで行えます。

1番、田中與士信君。

○1番(田中與士信君) 参考までに、もし資料持っていましたら報告お願いしたいと思うんですけども、今回退職被保険者等高額療養費に不足が生じるという前提で予算を計上している訳ですけども、退職被保険者に係って高額療養での対象となる現在の状況はどんなふうになっているのか、それと合わせてその主な疾病要因と申しますか、そこらへんの分析など状況ありましたら参考まで出して頂きたいと思いますがどうでしょうか。

○議長(柴田喜八君) 町民の声をきく課長。

○町民の声をきく課長(谷方正夫君) 退職者の状況と疾病要因ということで2点のご質問を頂いたと思います。

まず状況でございますけれども、通常4月、5月、6月位の高額療養費の推移だったんですけども、月々12万から20万以下の推計状況で進んでまいりました。ところが、7月、8月、9月になりますと50万、70万から80万くらいの高額療養費の支出がございまして、9月の議会に2,100千円の追加補正をさせていただいた訳でございます。その後10月になりまして50万円程度に下がったんですけども、更に11、12月で70万、80万というふうになりまして、1月の支出予定が1,570千円位になったと。そのようなことから今回2,800千円の補正をさせて頂きました。退職被保険者につきましては、人数の方が現在247名程度の該当者がおりまして、非常に人数が少ないということで何人かの方が例えば大きな病気にかかるということになりますと、このように跳ね上がりが激しいということでご理解頂きたいと思っております。

なお、疾病内容につきましては、こちらの方でも把握はしてございません。ただ手術とか高度療養ということがかかってくるものと思われまして、なお、レセプトについては個人情報でございますので、あまり深くこちらの方でも調べないように心がけていますので、ご理解頂きたいと思っております。

以上でございます。

○議長(柴田喜八君) 他にございませんか。

これをもって質疑を終了いたします。

討論ございますか。

(「ありません」との声あり)

○議長(柴田喜八君) 討論もないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(柴田喜八君) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで11時まで休憩をいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

議案第3号、議案第1号

○議長(柴田喜八君) この際、日程第5、議案第3号、日程第6、議案第1号は関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第3号から順次説明を願います。

行政改革対策室長。

○行政改革対策室長(佐藤純一君) 議案書の9ページをお開き頂きたいと思います。

議案第3号、訓子府町が置戸町と合併することの可否を住民投票に付するための条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町が置戸町と合併することの可否を住民投票に付するための条例を次のように制定しようとするものであります。記以下は別紙のとおりであります。説明といたしまして条例制定請求代表者西森信夫から、地方自治法第74条第1項に基づく条例制定の請求があったことから、意見を付けて提案をするものであります。議案書10ページをお開き願います。訓子府町が置戸町と合併することの可否を住民投票に付するための条例であります。本条例は、地方自治法の直接請求の規定に基づく条例の制定請求があったものであり、地方自治法第74条の規定によりまして、条例案に対しては町は意見を付けるのみで修正をすることはできないとされておりますので前段ご理解をお願いいたします。

第1条は条例の目的の規定、第2条は住民投票の実施に関する規定であります。第3条は投票資格者の規定であります。住民投票ができる者は、訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙権を有する者で、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿に登録をされている者とされております。第4条は投票の方法の規定であります。投票は町長の定める投票用紙に置戸町と合併することに賛成をするときは、賛成の欄に の記号を、反対するときは反対の欄に の記号を記載するものとしております。ただし、無効の判定は、公職選挙法を準用することとされております。第5条は住民投票結果の告示の規定、第6条は住民投票の結果の尊重義務の規定、第7条は運用の公正の規定であります。11ページでございますが、第8条では町長は、投票資格者に対し、合併に関する資料を公表するなど、投票資格者がその意思を適切に表明できるよう援助しなければならないと規定されております。第9条では、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとされております。附則といたしまして、第1項、この条例は、公布の日から施行する。第2項、この条例は、当該合併協議会の手続き終了時に効力を失うと規定されております。

議案書の12ページをお開き頂きたいと思います。次に地方自治法第74条第3項に規定する条例の制定に対する意見であります。事前配付をしておりますのでご覧を頂くことといたしまして説明の省略をさせていただきます。

以上、訓子府町が置戸町と合併することの可否を住民投票に付するための条例の制定についてご説明をいたしました。ご審議を賜りますようお願いをいたします。

議長(柴田喜八君) 助役。

助役(宮川伊三男君) 議案書の1ページになります。

議案第1号、平成16年度訓子府町一般会計補正予算(第8号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条にございますように2,471千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ4,637,696千円とするものでございます。2ページは、款項別の表でございますのでご覧を頂くことといたしまして、3ページからの事項別明細書になります。

まず、今回の補正につきましては、今臨時議会の議案第3号でご提案をさせて頂いておりますように、西森信夫氏を代表とする条例制定請求に基づく合併の可否を問う住民投票を実施する場合の経費でございまして、4ページの歳出にありますように、2款、総務費の選挙費において1節、報酬から19節、負担金補助及び交付金までの総額2,471千円を追加するものでございます。なお、この財源は3ページの歳入にございますように全額を財政調整基金から繰入することとしておりまして、このことによりまして16年度末における財政調整基金のうち一般分の保有見込み額は517,680千円となるものでございます。なお、この基金の状況につきましては、別紙として配付をしておりますのでご覧を頂きたいと存じます。

以上が2,471千円を追加とする補正の内容でございますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) お諮りいたします。議案第3号については地方自治法第74条第4項の規定により住民投票条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないことになっておりますので、本日の臨時会において意見を述べて頂くことにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の臨時会において住民投票条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることに決しました。

手続きのため、午後2時まで休憩といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午後2時00分

議長(柴田喜八君) それでは、定刻になりました。休憩を解き会議を継続いたします。

ここで地方自治法第74条第4項の規定により、住民投票条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることといたします。住民投票条例制定請求代表者、西森信夫さん

の意見陳述を許します。

住民投票条例制定請求代表者（西森信夫君） 本題に入る前に、日頃町政執行に関してご尽力頂いている事に関して、一町民として感謝申し上げます。

昨今の報道等でご承知のとおり合併審議に大きな変化が起きています。このような結果は生み得たような現状の中で、議会において趣旨説明する意味があるのか、という疑問もありますが、今回の条例提案に向けた署名運動による町民の声を、町の将来を考える会として尊重しなければならないと感じています。現行法での合併可否の判断が出て始めて町民の皆さんに報告できると考え、訓子府町の将来を考える会が今回立ち上げた条例制定請求についての件で意見を述べたいと思います。

今回、我々は訓子府町が置戸町との合併に関する取り進めに対して納得できない為、地方自治法第74条1項の法の定めによる、町民の直接請求権を行使する住民運動を立ち上げました。訓子府町と置戸町の合併に向けて3月に任意協議会、9月末に法定協議会が設立され、合併に向けての準備が進められていますが、我々、町民にとっては自分達の意見や要望は誰が聞いてくれる、代弁してくれているか、いっこうに分らないままでの進み方に不安を感じ、現在進められている町の将来を決めるための合併協議には十分な時間が確保されていないと思います。又、我々は単純に合併に反対するものではなく、自分達の町、訓子府の将来を町民の意志で決めるべきだと考えています。町民各々が合併に向けて自由に意見を述べ、意思表示をする機会が早い段階で必要であっただろうと思います。

12月28日に訓子府町が置戸町と合併することの可否を住民投票に付するための条例の制定請求をしましたが、町民の2,634人の有効署名と町が実施した住民アンケートの結果をもっても、町民の意思は明らかなものと思います。これらをご判断頂き、町行政において町民の声をどのように反映すべきか慎重に審議され、町の将来に禍根を残さぬようご決定くださいますようお願いを申し上げ、代表の意見と変えます。ありがとうございます。

議長（柴田喜八君） 以上で、住民投票条例制定請求者の意見陳述を終わりますが、ただいまの陳述内容に不明確な点があり、ただしたい事項がありましたら住民投票条例制定請求代表者に質疑を許します。午前中に申し上げましたことを踏まえて発言を頂きます。

質疑ございませんか。

（「ありません」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって、住民投票条例制定請求者代表者に対する質疑を終了いたします。

西森信夫さん大変ご苦労様でした。

ご退席願います。

議長（柴田喜八君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第3号、議案第1号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用

し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に議案第3号の質疑を許します。

2番、上原豊茂君。

2番(上原豊茂君) ただいま意見陳述にありました中で、この合併論議に十分な時間が費やされていないという発言がございました。まず一点は、これについて行政側としてどう考えているのかお聞きをしたいということと、この意見書の中でアンケートの関係で93%という高い回収率による結果を町民の意思として重く受け止めるという表現がございましたけれども、この93%という数字によって重く受け止めるのか、どの程度まで町民の声として受け止めようとしているのか、その辺についての見解を頂きたい。

更には、アンケートと住民投票というのをどのように受け止めているのか町長のお考えを伺いたい。

ただいま代表者からの意見陳述にもありましたけれども、誰が町民の声を聞き、その代弁者になるのかという発言がございました。これを受けまして今後におけるまちづくりに住民の意思確認の必要性をどのように捉えていらっしゃるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長(柴田喜八君) 助役。

助役(宮川伊三男君) 4点にわたってご質問いただいたと思います。

まず、今回の合併協議につきまして昨年の3月6日に任意協議会を立ち上げて約10ヶ月の協議であった訳でありますけれども、時間的に不足ではなかったかというご質問でございました。議員もご承知のとおり、一昨年の11月に地方制度調査会の最終答申が出まして、状況が合併に向けてのかなり厳しい答申が出たということで合併を視野に入れた協議に入らざるを得なかった訳でありますけれども、その後、常日頃申し上げておりますように当初の3町から2町に変わってきたという流れの中で、確かに10ヶ月が果たして長かったのか短かったのかということは、なかなかその判断が難しいかもしれませんが、限られた今年の3月31日を期限とする現行法の期間の中で進めてきた今回の協議については任意協議会、法定協議会合わせまして16回の協議会、その間に町民の皆さんに数回にわたって説明会も進めてまいりました。この内容についても、それぞれ感じ方に差異はあろうかと思っておりますけれども、それなりの努力をしてきたつもりでございまして、今回のこの協議の内容については、限られた時間の中での協議であったことをご理解をいただきたいと存じます。

それから、アンケート調査の回収率93%に対してこの回収率の率によってその判断をどのように捉えるのかというご質問でございまして、今回行ないましたアンケートにつきましては、できるだけ多くの町民の皆さんのご意見をお伺いするという立場に立って職員を動員して回収に当たらせて頂きました。その結果がこの93%という回収率に至った訳でございまして、このパーセントの率によってどうこうというのは今申し上げるのは差し控えたいと思っておりますけれども、この93%という高い回収率というのは、それなりに重く受け止めなければならないというふうに感じております。それが

ら3点目で住民投票とアンケートとの取り扱いについて、どちらを重点にというお話しでございましたけれども、町長が冒頭行政報告で申し上げましたように、住民投票の制定にあたりまして2,600を超える署名を頂いた訳ですから、これはそれなりに重く受け止めております。ただ、町の立場として早くから今回の合併の問題につきましては、アンケート調査を実施するという姿勢を皆さんに申し上げてまいりました。その調査を12月に実施をいたしまして、先程申し上げました93%という多くのご回答を頂いたそのことを尊重するという立場を取らせて頂きましたので、その点でご理解を頂きたいとそうように思います。

今後の住民の意思確認ということで最後にご質問ございましたけれども、今回の合併協議一連の協議あるいは、皆さんへの周知、説明会等々を行ってまいりましたけれども、この事を十分今後の参考にさせて頂かなければならないとそうように感じておりますし、今後も町民の皆さんの意思をいろんな形でお聞きを申し上げ、その意思を反映するような形で行政並びに、こういう大きな問題等々につきましては進めてまいらなければならないとそうように感じてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長(柴田喜八君) 他にございませんか。

1番、田中與土信君。

1番(田中與土信君) 1点だけ伺いたいんですけれども、今回アンケート調査を実施する前に住民投票のための署名運動が始まっていたとそういうような状況もありまして、アンケート調査を重視するのか、それから地方自治法上の74条で規定している直接請求を重視するのかということでの重点をどちらに置くのかという政策選択についてお伺いをした経過がございます。それで、たまたま今回アンケート調査の中身そのものが住民投票の問うべき内容と共通するといいますが、考え様によってはやり方が非常に問題があったという評価をする人もいますけれども、単純に言いますと賛成か反対か、あるいはわからないかという大きく分けると3つに分けられるというようなことで、比較的中身そのものが共通する内容であったというようなこともありまして、93%の回収率を町民がどう受け止めるかわかりませんが、そういう状況の中で自立を選択するという結果に至る、それを尊重するような状況になったんですけれども、私が聞きたいのは、今回のように地方自治法でいう直接請求という方法が講じられた時に同じようなものを形を違えて実施をするということがどうなのかという点で、今後こういう事が起こった時に手法として住民の意志確認をねじまげるといいますが、方法としては、そういうような形で非常に乱用されるということを心配しているんですけれども、そういう点から言いますと、今回の状況は予てからの政策懸案だったということはありませんけれども、どうだったのかなという点で反省も多いのではないかとそう思うので、その点について選択をする立場から言えば町民にとって誠実だったのかどうかという点伺いたい。

それからもう1点、先程申し上げていましたようにこういう手法での乱用を防ぐという点から法を重視するという事も大事ではないかとそうように考えますが、執行者としてどのようにそこらを法令重視といいますが、住民の意思を尊重する上での法令遵守の

精神といいますが、そういうものについてどういう見解を今回もったのか伺いたい。

議長(柴田喜八君) 助役。

助役(宮川伊三男君) 今回のアンケートと住民投票請求の関連で2点にわたってご質問がございました。今回アンケート調査と住民請求の時期が拮抗していたとそういう点で色々と町民の皆さんに誤解を招くような形になったかもしれませんが、このアンケート調査の関係につきましては、議員のみなさんにも早い時期から町としては町民の方々のご意思を把握するために、アンケート調査を実施することについては申し上げてまいりましたし、その時期につきましても協議会が進み、置戸町との合併後の姿が、ある程度できあがった段階でその内容を町民の方々にご理解頂いた上でアンケート調査を行いたいと、そのアンケートの取り方につきましても、議員の皆さんに内容を共にご検討頂いて、アンケート調査を実施していきたいということは6月、あるいは9月の定例議会の中でも申し上げてまいりましたし、議員協議会等々でも申し上げてまいりました。そのような形で進んできたその時期と住民請求の時期が非常に接近していた為に、このような結果になりましたけれども、この17年3月31日までに道の方に申請をし認可を受けなければならないという限られた時間の中でアンケート調査が12月の中旬過ぎになったという事、この流れの中での住民投票請求との兼ね合いでございますので、住民請求を軽く見たという事は一切ございませんので、その点についてはご理解を頂きたいとそのように思います。今後の事になるかと思えますけれども、この法に基づいた住民発議というものに対する考え方は、これはその時その時で重く受け止めていかなければならないという事は私共もそのように感じてございまして、行政の進め方として町民のご意思を問うという形というのは、いろいろな形があるかと思えますけれども、その中の一つとして大切に扱っていかなければならないということは私も感じてございまして、今後のこのような形での住民の意思を問うということにつきましては、その折に触れ、形を議員の皆さんと検討させて頂きながら進めてまいりたいと考えますのでご理解を頂きたいと思えます。

議長(柴田喜八君) 他にございませんか。

(「ありません」との声あり)

議長(柴田喜八君) ないようなので議案第3号の質疑を終了いたします。

次に、議案第1号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

5番、佐藤静基君。

5番(佐藤静基君) 今回の住民投票に関わる経費の件でありますけれども、このような内容につきましては始めてですので一寸進んだ説明を求めますけれども、通常の選挙の場合と今回の住民投票の経費の内容、例えば町議選でも結構ですけれども、かかる経費の内容と経費については、どの部分でどれくらいの差があるのか、それと4ページの委託料の件ですが、ここで437千円のポスター掲示設置管理等業務委託料とありますが、通常の場合を想定しますと、ポスターを貼ったり、決められた所に案内板の事を指していると思うのですが、今回の場合はどのような内容になるのか説明を求めます。

以上です。

議長(柴田喜八君) 選管書記長。

選管書記長(山田日出夫君) 住民投票を行われた場合の投開票の経費と言う事でご質問がありました。2点あったと思います。一つは普通の通常の選挙とどう違うかということでございますけれども、基本的にはほとんど変わりはありません。地元で行なわれる選挙の費用とほとんどイコールだと考えて頂きたいと思います。関連しまして13節の委託料でございますけれども、ここにあるポスター掲示場の関係ですけれども、この部分が普通の選挙と一寸違うという事でご説明したいと思います。一般の選挙ですと候補者の皆さんのポスターを掲示する掲示場を町内の各所に設ける訳ですけれども、今回住民投票が行われるとしましたら、ここでいうポスターというのは選挙管理委員会が投票の仕方等を有権者の皆さんに啓発する為のポスターを掲示してまいりたいと考えております。内容は投票用紙の様式から投票の仕方等々について掲示をして、有権者の皆さんが戸惑わないように対応してまいりたいと考えております。これらの対応につきましては、既に住民投票が行われております選挙管理委員会の対応等を参考にして実施してまいりたいと考えております。

以上です。

議長(柴田喜八君) 他にございませんか。

1番、田中與土信君。

1番(田中與土信君) 参考までに聞きたいんですけれども、今回の住民投票に要する費用として2,470千円予算計上されているんですけれども、住民投票をやるかどうかという点で言いますと、この費用がどうなのかという話しが良く出るんですけれども、通常の選挙と比較しますと金額的には少なくなるんですが、比較しようないかもしれませんけれども、アンケート調査も今回実施されて、主に係長位の人が大体各地域を回ってアンケートの回収をやったと。多分金銭的にその程度というのは、アンケートの印刷、あるいは配付、それから封書の配付等が実際の費用として計算されていると思うのですが、人件費の部分はあまり計算しないでやられたのではないかなと思うんですけども、実際にはどの程度費用を要したのか、参考まで教えてもらえれば有り難いと思うんですけれども。

議長(柴田喜八君) 行政改革対策室長。

行政改革対策室長(佐藤純一君) ただいま住民アンケートの費用にかかわる部分のご質問だったと思いますが、正確に数字は捉えておりません。ただ大雑把に言えば、約50万から60万、主なものは郵便料、それから職員の時間外手当におよそ12万円ほど要しております。

以上でございます。

議長(柴田喜八君) 他にございませんか。

2番、上原豊茂君。

2番(上原豊茂君) 今の田中議員の質問に答えてアンケートの回収、開票による時間外手当という数字が出ておりました。この時間外という範囲、回収に歩いた時間外なのか、それとも開票にあたった時間外なのか、その辺についてお知らせ頂きたい。

議長(柴田喜八君) 行政改革対策室長。

行政改革対策室長(佐藤純一君) 時間外勤務手当の内訳でございますけれども、主に確か回収の最終日が土曜にかかったということもございます。それから日中なかなか会えないという事もありまして、夜間に回収に歩いたというのが主でございますので、主に回収に要する費用でございます。一部開票そのものを日曜日にやったという事もございますけれども、その部分はごくわずかというふうにご理解いただきたいと思います。

議長(柴田喜八君) 他にございませんか。

(「ありません」との声あり)

議長(柴田喜八君) ないようなので議案第1号の質疑を終了いたします。

#### 休会の議決等

議長(柴田喜八君) おはかりいたします。

本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会することとし、1月17日まで休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) ご異議なしと認めます。

よって、平成17年1月17日まで休会といたします。

本日はこれにて散会いたします。

1月18日は、午前10時からです。

散会 午後2時36分

開会 午前10時00分

#### 開会の宣言

議長(柴田喜八君) みなさんおはようございます。定刻になりました。  
ただいまから、本日の会議を開きます。

#### 諸般の報告

議長(柴田喜八君) 本日は上原議員から風邪の為、欠席する旨届出がでております。  
従って13名の出席でございます。  
なお、四十物監査委員から欠席の報告がありました。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 修正の動議 議案第3号、議案第1号

議長(柴田喜八君) 議案第3号に対して、田中與士信君ほか1名からお手元に配付の  
とおり修正の動議が提出されております。

この修正動議は2名の賛成者がありますので成立しております。

この修正案を本案と併せて議題とし、提出者からの説明を求めます。

田中與士信君。

1番(田中與士信君) 今回、町が提出しました本請求による条例案の中に不備がある  
ということが判明しました。そういう経過からしまして、立法機能を持つ議会の議員と  
して地方自治法の115条の2、それから会議規則17条の2項の規定で住民投票の有  
効性が根拠条例の不都合の為に疑義が問題になるということはないようにする目的で  
提案しようというように思うものであります。

もう一つの理由は、本請求を訓子府の将来を考える会から受けた訓子府町長が意見書  
の中で投票実施での成立要件にふれている部分がありまして、現在各地域での住民投票  
実施後の成立開票要件を定めている状況などを勘案いたしまして、本来住民請求に制限  
を加えるということはずべきではないと思いますけれども、町民の過半数を目安にして  
一応成立要件を整えるということで提案しようというように考えて修正案を出しまし  
た。具体的な中身につきましては、皆さんに配付になっております第3号の訓子府町が  
置戸町と合併しようとする事の可否を住民投票に付するための条例制定に対する修  
正動議の中を見ていただければ分かるのではないかなと思いますけれども、この中の修  
正後と現行の対照表を見て頂きたいと思います。

まず、条例案の中の2条の2項なんですけれども、これを告示だけではなく実施日も

規定するというを加えたものです。町長は投票日の期日(以下「投票日」という。)を定めたときは、投票日の5日前までにこれを告示しなければならない。というのを、この条例の施行の日から60日以内に町長が定める日曜日とし、投票日の5日前までにこれを告示しなければならない。というように改めました。

それから、その下にこれを選挙と同じように取り扱うということで選管規定を加えました。この中身はここに書いてありますように、町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を訓子府町選挙管理委員会に委任するものとする。という項を加えました。

それから、投票の方法ということで第4条で規定していますが、これを合併の申請、期日、手続きに合わせて内容の一部を変更するというでございませう。ここにもありますように現行では、第4条 投票の方法は、町長の定める投票用紙に平成17年3月中に国に申請し平成18年3月までに置戸町と合併することに賛成するときは賛成の欄に の記号を、反対するときは反対の欄に の記号を記載するものとする。ただし、 の記号を投票用紙の所定の欄に記載しなかったもの、他事を記載したものなどの無効の判定は、公職選挙を準用する。という部分を左側の修正後このようにするというものでございませう。中身は、17年3月末日までに申請は北海道知事に申請すると、それから3月末日までに置戸町と合併することに賛成するときは賛成の欄に の記号を、反対するときは反対の欄に の記号を記載するものとする。ただし、 の記号を投票用紙の所定の欄に記載しなかったもの、他事を記載したものなどの無効の判定は、公職選挙を準用する。というようなことにするものです。

それから、5条なんですけれども、先程も修正提案の理由の中の二つ目に述べましたけれども、住民投票の成立要件、これを5条として新たに加えました。この中身は読んでもらえれば分かりますけれども、第5条 住民投票は、投票者の総数が当該住民投票の投票資格者数の5割に満たないときは成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。というような中身でございませう。

そして6条につきましては、新たに5条を加えたということで現行の5条を6条にするものです。それ以降、6条は7条に、7条は8条に、8条は9条に、9条は10条に準じ繰り上げるといふものでございませう。今繰り上げた中で第8条の関係なんですけれども、これは7条を繰り上げたものなんですけれども、この中に住民投票に関する事務は、この条例に定めるもののほか、訓子府町公職選挙管理執行規定を準用するものとする。という中身になっておりましたけれども、正式には訓子府町選挙事務取扱規程をこれを準用すると、主に変えたのは、条文関係では8条、その他に最後にあります附則なんですけれども、投票完了と結果の告示で条例の効力が終了とする、ということはこの附則で規定しています。選挙の投票が完了して結果が告示されたことをもって、この条例の効力は終了するというでございませう。

それと先程、各1号ずつ繰り上がると言いましたけれども、繰り下がるの間違いでしたので訂正いたします。

中身は以上です。

議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「ありません」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

最初に、議案第3号の討論を行います。

まず、原案賛成者の発言を許します。原案賛成者、最初に出た条例案ということです。

次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。

6番、橋本憲治君。

6番(橋本憲治君) それでは反対の理由を申し上げたいと思います。

結果から申し上げますと、住民アンケートの反対多数の結果を判断いたしまして、また両町が合併断念を宣言し、住民投票の意義がなくなった今、住民投票を実施する必要がなくなったと判断をいたします。反対回答が57.2%の結果を見て、町名の反対のみならず合併協議会が十分ではない、財政状況の改善が見込めないなど、他の部門でも住民の方に十分に理解を得ることがなかったのかなと、数字で複数回答の為に非常に分析が難しかったのではなかったかと思えます。

住民投票条例の請求が各市町村でも出てまいっておりますけれども、行政主導の合併問題に関しましては町民の参加の難しさ、協議期間の短かったこと、情報の共有、説明会の回数など合併の変化や住民負担がどのようになるのか住民にとって判断が非常に難しかったのではなかったかと思われまます。行政、議会も含めて多くの町民への説明責任をもっときめ細かにやるべきではなかったかと今になって合併協議会の一員として反省する訳でございます。ただ、両町の合併協議会は国による地方交付税の見直し、財政の厳しい圧迫の中での合併論議であり、合併によって弱者、強いては住民サービスの低下を防ぐことが私共の最大のテーマでございました。そういう思いから合併推進の協議を今まで進めてまいりましたが、合併による選択がこの財政危機を住民の負担軽減が少しでも計る為には最大の選択ではなかったかと私個人はそういう思いで進めてまいりました。

町が生き残れるか、生き残れないかという判断が協議会の皆さんを通じて町民の理解を十分に得られなかった、なお且つ、協議会の皆さんは本当に苦渋の判断を最後にして頂けたなど深く感謝しております。

アンケートの結果を踏まえて大いに反省しながら、次に向かってこの経験を生かしてまいりたいなと思っております。

今後は自立に向かって住民のサービス低下をいかに抑えられるか、行政、議会、地域の皆様と一体となってこの難局を乗り越えていきたいなと思っております。本音の所、住民投票のできる環境が最後にできなかったことが残念に思っております。いずれにせよ、両町が合併を断念し、置戸町では単独で運営をしていきたいと、我が町は合併断念を発表し、残念ながら結果は出てしまいました。よって、住民投票の意義がないと思

ます。

以上です。

議長(柴田喜八君) 次に原案賛成者の発言を許します。

次に修正案賛成者の発言を許します。

それでは、もう一度元に戻りますが、原案賛成者の発言を許します。

次に原案及び修正案反対者の発言を許します。

他に討論ございませんか。

(「ありません」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、議案第3号の討論を終了いたします。

次に、議案第1号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。これは予算案の関係です。

次に賛成討論の発言を許します。

1番、田中與土信君。

1番(田中與土信君) 今回の議案1号は合併の是非を問い、しかも答えを主権者である町民自身が出す為の地方自治法第74条第1項に保障する住民請求権、これに基づいた直接請求署名2,634名が示す住民投票実施を求め、更に実施するための議案として提案されたものであります。

まず町が先に実施をしたアンケート調査で既に町民の合併に関する住民の意向が明確になったとしても、町長は本来主権者である町民が自ら地方自治法に基づく請求行動を起こし、町内有権者の過半数の賛同を得た行為であるという、このことを考えたときに何より優先、尊重すべきであったのではないかとこのように考える訳でございます。現在、町長は合併断念の意向を表明し、置戸町との間でもその準備手続きが進められていますけれども、私はこれらの一連の状況を見ますと、言い換えたならば公務員として法律の遵守義務、この軽視がもし住民投票を行わないというようなことになれば、行政内部でこの軽視が行なわれたというようにならないかというようなことで心配もしているというような状況であります。ですから、そのような憂いがないようにあって欲しいというのがまず第1点。

それから、アンケート調査の中でも多くの町民が住民投票の実施を求めているという2点目には要因があります。アンケート調査の実施で合併の可否と意見を求めた立場から言いますと、当然可否の判断だけでなく意見も誠実に受け止め、それに応えるという姿勢が求められ、しかも義務も発生するのではないかとこのように考えるからであります。

以上、2点にわたって賛成討論を行いました。

議長(柴田喜八君) 次に反対討論の発言を許します。

それでは次に賛成討論の発言を許します。

討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第3号、議案第1号の採決をいたします。

最初に議案第3号の採決を行います。

まず、本案に対する修正案について、挙手により採決をいたします。  
本修正案に賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長(柴田喜八君) 挙手少数であります。よって修正案は否決されました。  
次に、議案第3号の原案について、挙手により採決をいたします。  
原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手なし)

議長(柴田喜八君) 挙手なしであります。よって原案は否決されました。  
次に、議案第1号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(柴田喜八君) 挙手少数であります。よって原案は否決されました。

#### 閉会の宣言

議長(柴田喜八君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成17年第1回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。  
本日は御苦勞様でした。

閉会 午前10時26分

以上、平成17年第1回臨時町議会の会議録は林事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員

署名議員

